

株式会社技研 確認検査業務手数料規程

平成 23 年 8 月 1 日	制定
平成 25 年 5 月 1 日	改正
平成 26 年 9 月 1 日	改定
平成 27 年 6 月 1 日	改定
令和 4 年 9 月 1 日	改定
令和 6 年 8 月 2 日	改定
令和 7 年 4 月 1 日	最終改定

(主旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社技研確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社技研が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第46条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき別表第1から別表第4に掲げるとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 業務規程第47条第5項に規定する確認検査の手数料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、概ね基本手数料の20%の範囲で減額することができるものとする。

- 一 当機関に長年にわたり継続してご申請いただいている場合。
- 二 年間を通じて継続して一定の申請実績がある場合、若しくは見込める場合。
- 三 効率的に業務ができると判断した場合。※1

2 前項に定める減額項目は複数加算のうえ適用できるものとする。

(手数料の収納)

第4条 業務規程第47条第4項に規定する一括の納入等別の方法は、売掛とし、当月末締切、翌月支払とする。

※1 効率的とは、あらかじめ図面の記載方法、法解釈等について情報共有が出来、かつ、申請図書間において比較的不整合が少ないものをいう。